

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部
改正について

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則（昭和32年宮城県教育委員会規則第11号）の一部を別紙のとおり改正することとし、教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第12号）第3条第1項の規定により令和5年3月17日専決処分した。よって同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月20日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤靖彦

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

令和5年3月24日に「単純労務職員の用語の整理のための関係条例の一部を改正する条例」が施行され、「職員の給与に関する条例」の他、関係条例等に規定する「単純労務職員」の名称が「技能労務職員」に改正されたことに伴い、規則に規定する名称の改正を行うもの。

2 改正内容

題名及び規則の規定中「単純労務職員」を「技能労務職員」に改める。

3 施行期日

令和5年3月24日

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年宮城県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条第一項中「単純労務職員」を「技能労務職員」に改める。

第二条第一項中「単純労務職員の給与に関する規程」を「技能労務職員の給与に関する規程」に、「単純労務職員（以下「単純労務職員」を「技能労務職員（以下「技能労務職員」に改める。

第五条第一項及び附則第二項中「単純労務職員」を「技能労務職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

		改正後	改正前	備考
		宮城県教育委員会に属する技能労務職員の給与に関する規則	宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則	
		(趣旨)	(趣旨)	
		第一条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）第二十五条第二項及び職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）第二十一条第二項の規定に基づき、宮城県教育委員会に属する技能労務職員（以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	第一条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）第二十五条第二項及び職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）第二十一条第二項の規定に基づき、宮城県教育委員会に属する単純労務職員（以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	・地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の名称を見直すもの
	2	(略)	(略)	
		(給料表)	(給料表)	
		第二条 給料表は、技能労務職員の給与に関する規程（昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号。以下「規程」という。）第一条に定める技能労務職員（以下「技能労務職員」という。）に適用される給料表とする。	第二条 給料表は、単純労務職員の給与に関する規程（昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号。以下「規程」という。）第一条に定める単純労務職員（以下「単純労務職員」という。）に適用される給料表とする。	・引用規程の用語の整理によるもの
	2	(略)	(略)	
		第三条から第四条まで (略)	第三条から第四条まで (略)	
		(初任給の決定等)	(初任給の決定等)	
		第五条 この規則に定めるもののほか、職員の初任給の決定及び給与については、技能労務職員の例による。	第五条 この規則に定めるもののほか、職員の初任給の決定及び給与については、単純労務職員の例による。	・引用規程の用語の整理によるもの
	2	(略)	(略)	
1	附則	(略)	(略)	

<p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行により切替えられる職員の給料の切替及びその切替に伴う措置並びに職員に対し支給される暫定手当及び切替に伴う差額の支給については、<u>技能労務職員</u>の例による。</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>別表第一及び別表第二 (略)</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行により切替えられる職員の給料の切替及びその切替に伴う措置並びに職員に対し支給される暫定手当及び切替に伴う差額の支給については、<u>単純労務職員</u>の例による。</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>別表第一及び別表第二 (略)</p>	<p>・引用規程の用語の整理によるもの</p>
--	--	-------------------------